

2018年3月19日

静岡地方検察庁検事正殿

要 請 書

原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会

共同代表兼代理人 弁護士 呉 東 正 彦

私達は、米海軍第7艦隊が母港とする横須賀市に住み、市民の安全と自治の確立を求める活動を行っている市民団体です。

私はその共同代表兼代理人であり、神奈川県横須賀市において24年間弁護士活動を行い、多くの米軍人やその家族が加害者である事件を手掛けてきました。

3月15日に、昨年6月に下田沖で発生した米海軍イージス艦フィッツジェラルドと、フィリピン船ACXクリスタルとの衝突事故につき、下田海上保安部が、貴庁に、双方の航海の責任者を、業務上過失往来危険、業務上過失致死傷の疑いで送致したことが報道されています。

今回の事故は横須賀を母港とするイージス艦の事故であり、7名の死者が出ており、昨年同様の事故が連続したことから、当会としては米海軍に捜査報告書について情報公開請求をするとともに、米海軍が公開した捜査報告書の内容等をもとに、横浜の第3管区海上保安部にも要請をしてきました。

日本国内や領海内での米軍艦や米軍機の事故は繰り返されており、それについて日本国の裁判権、捜査権があるわけですから、きちんと捜査、処罰が行われるべきですし、米軍側の抵抗があるにせよ、事件ごとに一步一步進めた実績が積み重ねられることが、日本の国益にも、被害者の救済等今回も甚大な被害が発生した損害についての民事上の解決にもそして同種の事件発生の防止にも繋がるものですので、貴庁に緊急に以下を要請します。

1、今回の事故は、日本の領海内の事故で、日本国も裁判権を持っており、

日米安保刑事特別法14条は、

1、協定により合衆国軍事裁判所が裁判権を行使する事件であっても、日本国の法令による罪に係る事件については、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、捜査をする

ことができる。

2、前項の捜査に関しては裁判所又は裁判官は、令状の発布その他刑事訴訟に関する法令に定める権限を行使することができる。

と明確に規定しています。

事故捜査の基礎である、艦体の衝突痕等の検証、被疑者や関係者への事情聴取、双方の航海記録やデータの入手と突き合わせはできているのでしょうか。

今からでも、自ら、ないし海上保安部を指揮して、日本側による同艦の検証、米軍への資料提供要求、被疑者や関係者の乗組員の事情聴取を、行って下さい。

2、別紙米海軍の公開資料1頁によれば、フィッツジェラルドの衝突事故については、

(1)司令部捜査報告書（別紙要約版が11月1日に公開）

(2)海軍本部（海事裁判所）捜査報告書

(3)部隊軍務捜査報告書 が完成し、

(4)全国運輸安全委員会 沿岸警備隊の捜査報告書が作成中とのことです。

これらの捜査報告書は入手されていますでしょうか。もしまだでしたら、日米の捜査当局は協力関係にあるのですから、米国に要請して、至急提供を受けて下さい。

3、別紙米海軍の公開資料の司令部捜査報告書要約版（私の抄訳も添付しました。）のみによったとしても（6-7頁）、

『航海に関する国際ルールによれば、フィッツジェラルドが、これらの船の航路を横切る形に該当した。この場合、フィッツジェラルドには、3隻の航行を妨げないように、回避行動をとる義務があり、可能であればこれらの船の前方を横切ってはならなかった。

フィッツジェラルドがこれらの義務を履行しなかった場合、これらの船が独自の早期で適切な回避行動をとる義務があった。衝突事故前の30分間に、約1分前まで、フィッツジェラルドも、クリスタルもこのような衝突の危険を減らす行動をとらなかった。フィッツジェラルドは針路190度、20ノットのまま航行を続けた。

衝突の数分前、艦の安全航行の責任者であった航海長（Officer of the Deck）と、それを補助すべき副航海長（Junior Officer of the Deck）はクリスタルも含めた船の位置関係と、回避行動をとるべきかについて話し合った。当初、航海長は、最も接近した位置にいた2隻の船とのいずれかと誤認して、回避行動の必要はないと判断した。直前

になって航海長は、フィッツジェラルドがクリスタルと衝突する進路上にあることに気づいたが、その時にはすでに遅かった。クリスタルも、手遅れになるまで、何も回避行動をとらなかった。

艦の安全航行の責任者であった航海長は、求められる回避行動をとらず、危険警笛を鳴らさず、船舶間の無線通信も行わないことで、航海者の務めを果たさなかった。加えて、航海長は、海軍規則に規定されているように適切に、艦長が経験深い状況判断を下せるように艦長連絡することを怠った。』とあるのですから、これのみでも、航海長の過失は明らかで、立証可能ではないでしょうか。

新聞記事には容疑者の特定に至らなかった、とありますが、航海長の氏名など、米軍に照会しても、捜査報告書そのものを入手しても、さらに間接的な調査方法はいくらかでもあるはずです。

従って、少なくともフィッツジェラルドの事故当時の航海責任者であった航海長 (Officer of the Deck) について、捜査を尽くし、業務上 過失致死傷、業務上過失往来危険罪で起訴して下さい。